

★介護保険負担限度額認定申請をされる方は、以下の書類を提出してください。

① 介護保険負担限度額認定申請書及び同意書（裏面）

② 保有する資産に応じた次の添付書類

保有する資産	必要な添付書類
預貯金 （普通預金・定期預金）	<u>申請対象者及び配偶者名義の全ての通帳、又は取引明細書の写し</u> （インターネットバンクの場合はウェブサイトの写しも可） 【写しの必要な箇所】 1. 銀行名・支店名・口座番号・口座名義がわかる部分 （表紙をめくった上下面をコピーしてください。） 2. 申請日から過去2か月間の取引履歴がわかる部分 3. 総合口座の通帳の場合は、定期（貯蓄）預金の残高がわかる部分 【注意事項】 ・ 配偶者は、世帯分離をしている配偶者、又は内縁関係の者を含みます。 ・ 必ず最新の履歴を記帳してからコピーしてください。 （取引がないことにより最新日付が古い場合は、その旨を補記してください。） ・ 年金受取口座の場合は、直近の年金の入金金額がわかる部分もコピーしてください。 ・ 申請前にまとまった金額が引き出されている場合は、領収書等の確認をさせていただきます。 ・ 総合口座通帳の場合は、定期（貯蓄）預金が無くても、残高がないことの証明としてコピーを添付してください。
有価証券・投資信託 （株式・国債・地方債・社債など）	銀行、信託銀行、証券会社等の口座名義と口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入含む） その他購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座名義と口座残高の写し （ウェブサイトの写しも可）
現金（タンス預金）	自己申告
負債	住宅ローンやマイカーローンなどの借用証書
生命保険、自動車、腕時計、宝石などの時価評価額の把握が難しい貴金属、絵画、骨董品、家財などは、申告する必要はありません。	

※ 生活保護を受給されている方は、①のみを提出してください。